

望まない妊娠/計画していない妊娠や出産で悩む人々への 十分な対応をはかる体制整備に関する指定都市市長会要請

熊本市の民間病院が平成 19 年度に開設した、匿名で子どもを預け入れる「このとりのゆりかご」（以下、「ゆりかご」という）には、平成 28 年度までの 10 年間に全国から 130 人（うち熊本県外 89 人）が、親が育てられない子どもとして預けられている。さらに、同病院には、妊娠に関する悩み相談が平成 28 年度だけでも 6,565 件（うち熊本県外 4,436 件）寄せられており、特に、直近の 3 年間は著しく増加している。このように、これまでに預け入れられた人数や相談件数からは、望まない妊娠/計画していない妊娠など様々な事情を抱え、差し迫った状況に置かれている人々が多数存在していることが伺える。

また、「ゆりかご」は、遺棄された新生児の命を救いたいという思いから設置されたものであるが、「ゆりかご」への預け入れを前提とした自宅出産や長距離移動等により母子の生命に危険性が生じるという課題がある。

国においては、女性健康センターの全国的な整備や子育て世代包括支援センターの法定化を図るなどの妊娠や出産に悩む人々への支援を行っているが、相談者が身近なところで相談できる体制を整備することが、その後の適切な支援につながる。「ゆりかご」に係る事例でも、事前の相談により「預け入れ」が回避できた例もあることから、指定都市をはじめとした全国の自治体において、相談・支援体制を更に充実させる必要がある。

また、昨年度に改正された児童福祉法では、児童の権利に関する条約の精神にのっとり、子どもを権利の主体と捉え、最善の利益を優先すべきことがより明確化された。しかし、この改正法の趣旨を踏まえると、「ゆりかご」に匿名で預け入れられることにより、その後の養育に様々な支障が生じることや、子どもが自らの出自を知る権利が損なわれること等の懸念がある。今後は、生まれてくる子どもの権利を保護しながら、いかに妊娠で悩む人々を救済していくか、双方の利益を考量しながら適切な社会制度を構築していく必要がある。

熊本県及び熊本市においても、「ゆりかご」開設当初から専門家による検証を行い、これまで 3 度にわたり報告を行っている。この報告では、「ゆりかご」が参考としたドイツの「赤ちゃんポスト」の状況に関し、『「赤ちゃんポスト」は嬰兒殺しの回避には繋がらないことから、ドイツの審議会から制度の廃止が勧告され、これを受け、合法的な内密出産制度の導入と、妊娠に関する相談体制の強化・拡充を目的とする「内密出産法」が 2014 年 5 月に施行されたこと』について言及しており、新たな法の整備を含め、あるべき制度の姿を検討していく必要がある。

このように、「ゆりかご」開設後の１０年間で、明らかになってきた様々な課題は全国に共通したものであり、一地方自治体・一民間病院のみで解決できるものではない。

日本の社会において、妊娠や出産に係る全ての悩みが解消され、全ての子どもたちに祝福された生を与えられるよう、国の責務において次の事項を早期に実現するよう、指定都市市長会として強く要請する。

1. 全国からの相談や預け入れが昼夜を問わず行われていることを踏まえ、望まない妊娠/計画していない妊娠・出産で悩む人々が相談しやすいよう、２４時間３６５日対応の電話及びメール等相談窓口を国において整備し、その周知を行うこと。
2. 指定都市をはじめとした自治体において、妊娠や出産に関する相談体制の整備・強化に向けた積極的な取り組みを推進することができるよう、相談体制の整備及び人材育成にかかる経費など十分な財政的支援を行うこと。
3. 望まない妊娠/計画していない妊娠で悩む人々の救済と生まれてくる子どもの権利の両立が図られるよう、諸外国で導入されている内密出産制度や類似の制度に関する調査を行い、我が国に適した法制度の整備について速やかに検討を開始すること。

**平成２９年７月１１日
指 定 都 市 市 長 会**

政権公約に対する指定都市市長会要請

人口減少社会の中で、日本の将来にわたる成長力を確保し、一億総活躍社会を実現するためには、国と地方が一体となり、引き続き強力に取り組を進めていく必要がある。

特に「地方創生」は重要な政策であり、東京一極集中の是正や若い世代の就労・結婚・子育ての希望実現に向けて、地方が創意工夫し、自らの魅力を発揮していくことが重要である。

指定都市は、圏域における中枢都市として、日本をけん引するエンジンとなり、一億総活躍社会及び地方創生の実現に向けて、先駆的かつ先導的役割を果たしていく決意である。

その一方で、指定都市が能力を十分に発揮し、役割を果たしていくためにも、基盤となる地方分権改革の推進と地方税財源の確保が不可欠である。

貴政党におかれては、来たる衆議院議員総選挙の政権公約に、次の提案を盛り込み、日本の持続的な発展並びに地域の特性に応じた多様な大都市制度及び大都市財政の実態に即応した地方税財政制度の確立に向けて、積極的に取り組まれるよう強く要請する。

平成29年9月27日
指定都市市長会

1 誰もが活躍できる社会の実現

(1) 働き方改革の推進

働き方改革を推進するには、各種法整備とともに雇用主である企業側の意識改革や自主的取組が欠かせない。こうしたことから、国として経済界等への働き掛けを行うとともに、地方において多様で柔軟な働き方等に取り組む企業への、地域の実情に応じたきめ細かな支援を実現するため、指定都市等に対する直接的で自由度の高い交付金を創設すること。

(2) 児童福祉施策の拡充

子ども・子育て支援新制度の趣旨である幼児期の教育・保育や地域子ども・子育て支援事業の量的拡充と質の向上を実現するため、1兆円超程度の財源について恒久的な確保策を講ずるとともに、待機児童対策のための保育所などの施設整備に係る補助率の嵩上げ措置を継続するほか、保育士等の人材確保策の更なる拡充などを実現するための財源を確保すること。

また、幼児期の教育・保育の無償化など利用者負担の軽減や、子どもの医療費助成等、子育て家庭などの経済的負担を軽減するための財政措置を講ずるとともに、児童相談体制の充実、児童養護施設などの小規模化や里親委託・支援の充実といった家庭的養護の推進、子どもの貧困対策の推進、ひとり親家庭支援の推進等、子どもの将来が生まれ育った環境によって左右されることのないよう、財政措置の拡充など必要な措置を講ずること。

2 持続可能な社会保障制度の実現

(1) 医療保険制度の抜本的改革及び国民健康保険財政の確立

国民皆保険制度を安定的で持続可能な制度として再構築するため、国の責任において、医療保険制度の一本化に向けた抜本的改革を実現すること。

また、一本化が実現するまでの間は、今般の医療保険制度改革にとどまらず、更なる公費の追加など国保制度が抱える構造的な問題の解決に必要な財政措置を講ずるとともに、地方単独事業に係る国庫負担金等の全ての減額措置を廃止すること。

なお、医療保険制度改革に当たっては、指定都市とも十分な協議を行った上で制度設計すること。

（２）介護保険制度の円滑な実施

介護保険制度を円滑かつ安定的に運営できるよう、地方公共団体の意見を十分反映し、制度改正や介護報酬の改定等を行うこと。

特に、介護予防・日常生活支援総合事業については、全ての市町村が円滑に運営できるよう必要な支援を行うとともに、地域支援事業について、地域の実情に応じた多様なサービスが提供できるよう必要な財政措置を講ずること。

また、給付費の増大に伴い介護保険料が上昇しており、低所得者を中心に保険料や利用料の負担が重くなっていることから、更なる負担軽減策を実施すること。

さらに、介護従事者の確保に必要な対策を引き続き講ずるとともに、地域包括ケアシステムの構築に向けて指定都市が主体的に取り組めるよう、地域医療介護総合確保基金に指定都市への配分枠を確保するなど、運用の改善を講ずること。

３ 大都市制度・地方分権改革の推進

（１）多様な大都市制度の早期実現

基礎自治体優先の原則の下、住民がより良い行政サービスを受けられるよう、従来から指定都市市長会が提案している「特別自治市」制度の法制化など、地域の特性に応じた多様な大都市制度の早期実現を図ること。

（２）地方分権改革の推進

指定都市が持つポテンシャルを最大限発揮できるよう、「補完性・近接性」の原理に基づき、更なる事務・権限の移譲と、役割に見合った財源の拡充など、地方分権改革を推進すること。

早期に移譲を求める事務・権限の例

- ・大規模災害時における救助主体の権限
- ・私立幼稚園の設置認可等の権限

4 大都市財政の実態に即応する財源の拡充

(1) 真の分権型社会の実現のための国・地方間の税源配分の是正

真の分権型社会の実現のため、消費税、所得税、法人税等、複数の基幹税からの税源移譲を行い、国・地方間の「税の配分」をまずは5：5とし、さらに、国と地方の役割分担を抜本的に見直した上で、その新たな役割分担に応じた「税の配分」となるよう、地方税の配分割合を高めていくこと。

また、地方公共団体間の財政力格差の是正を目的に導入された地方法人税は、単なる地方間の税収の再配分となる制度であり、受益と負担の關係に反し、真の分権型社会の実現の趣旨にも反する不適切な制度である。地方公共団体間の財政力格差の是正は、法人住民税などの地方税収を減ずることなく、国税からの税源移譲等、地方税財源拡充の中で地方交付税なども含め一体的に行うこと。

(2) 大都市特有の財政需要に対応した都市税源の拡充強化

大都市特有の財政需要に対応するため、都市税源である消費・流通課税、法人所得課税等の配分割合を拡充すること。

特に、地方消費税と法人住民税の配分割合を拡充すること。

(3) 事務配分の特例に対応した大都市特例税制の創設

道府県から指定都市に移譲されている事務・権限及び新たに移譲される事務・権限について所要額が税制上措置されるよう、道府県から指定都市への税源移譲により大都市特例税制を創設すること。

(4) 地方交付税の必要額の確保と臨時財政対策債の廃止

地方交付税は、地方固有の財源であることから、国の歳出削減を目的とした総額の一方向的な削減は決して行うべきでない。

地方交付税総額については、歳出特別枠を堅持するとともに、地方の財政需要や地方税等の収入を的確に見込むことで、必要額を確保すること。

なお、地方の保有する基金の増加や現在高を理由とした地方財源の削減は決して行わないこと。

また、地方の歳出削減努力によってもなお生ずる財源不足の解消は、地方交付税の法定率の引上げによって対応すべきであり、臨時財政対策債は速やかに廃止すること。

さらに、地方交付税の算定に当たっては、大都市特有の財政需要を的確に反映させるとともに、各地方公共団体における予算編成に支障が生じないように地方交付税額の予見可能性の確保に努めること。

幼児教育・保育の無償化に関する指定都市市長会緊急要請

政府においては、10%への消費税率引上げによる増収分を財源とし、幼児教育・保育の無償化を実施する方針であり、近日中の閣議決定が予定されている。

指定都市市長会は、これまでも、子育て世帯の負担軽減等の観点から、幼児教育・保育無償化の推進を求めてきており、子育て世代に向けた教育投資の拡大に踏み切るというこの度の政策判断には、賛意を表するものである。

この無償化の政策効果を高めるため、増加が見込まれる保育需要に対応するための待機児童の解消・保育人材の確保、幼児教育・保育の質の向上、所得や利用施設の違いによる不公平感の回避など、無償化と並行して、具体的な制度上の課題の解決を図っていく必要がある。

来年夏に向けた具体的な制度設計に当たり、日々、幼児教育・保育の最前線で実務を執り行い、現場を熟知している指定都市として、以下を強く要請する。

1. 来年設置するとされている有識者会議の場などにおいて、指定都市の意見を十分に聴く機会を設けるとともに、その意見を具体的な制度設計に反映すること。
2. 地方自治体の財政運営に支障をきたさないよう、必要な財政措置を講じること。

平成29年12月5日

指定都市市長会